

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年1月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500387号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2500064号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年3月16日から同年4月16日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

平成2年3月16日から同年4月16日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年3月16日から同年4月16日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年3月16日から同年4月16日まで

A社には、昭和58年8月6日に入社し、平成2年4月15日まで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は同年3月16日となっており、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社に係る退職所得の源泉徴収票及びB社から提出された社員名簿、事業主回答並びに雇用保険の加入記録により、請求者は正社員であり、平成2年4月15日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の賃金台帳等の資料がないものの、給与から雇用保険料のみ控除したとは考えられず、給与から厚生年金保険料及び健康保険料も控除していたと思う旨陳述している。

さらに、請求期間当時、A社において給料計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、給与から厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料を一緒に控除しているので、雇用保険料のみを控除することはなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、オンライン記録により確認できる請求者の平成2年2月の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500379号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500022号

第1 結論

昭和60年6月から同年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年6月から同年11月まで

国民年金の加入手続は母が行ってくれた。また、請求期間当時の私の住所はA市であったが、実家のあるB市で母が私の国民年金保険料を納付してくれたと思う。しかしながら、請求期間が保険料未納の記録になっているので、調査の上、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管する国民年金手帳番号総括払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号「*」の払出年月日は昭和57年1月20日、市町村名はB市と記載されていることから、この頃に請求者の国民年金加入手続が同市で行われたことは推認できる。

しかしながら、改製原附票によると、請求者の住所は、請求期間の始期である昭和60年6月1日にB市からA市C区に異動しているところ、B市は、請求者は請求期間において同市に住民登録がないため、同市では国民年金の被保険者として管理されていなかった旨回答している上、保存期限経過のため、請求期間当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はないとしていることから、請求者の保険料納付の状況について確認することができない。

また、請求者は請求期間の国民年金保険料納付に直接関与していない上、保険料を納付したとされる請求者の母親は既に亡くなっているため、保険料の納付方法、納付時期、納付場所等について聴取することができず、これらの状況は不明である。

さらに、請求期間当時、請求者の住所があったA市C区は、保存期限経過のため、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答している。

加えて、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。